

板橋区多胎児家庭支援事業（移動経費補助）実施要綱

（令和 2 年 11 月 13 日区長決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、多胎児を養育する家庭(以下「多胎児家庭」という。)に対し、タクシーに利用可能なチケットその他これに類する金券（以下「タクシー券等」という。）を交付することにより、多胎児家庭の移動に係る経済的負担を軽減し、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。

（対象）

第 2 条 この要綱によるタクシー券等の交付対象は、別表に規定する事業を利用した、板橋区内に住所を有する 3 歳未満の多胎児家庭の世帯（以下「対象世帯」という。）とする。

（補助の限度額等）

第 3 条 この要綱によるタクシー券等の補助限度額は、対象世帯 1 世帯当たり年間 24,000 円とする。

2 この要綱により交付されるタクシー券等は、対象世帯が次の各号のいずれかに掲げる事業を利用する際に使用するものとする。

- （1）乳幼児健診
- （2）予防接種
- （3）産後ケア事業
- （4）多胎児家庭の交流会及び相談事業
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める事業

（交付申請）

第 4 条 対象世帯のうちこの要綱によるタクシー券等の交付を受けようとする者は、多胎児家庭支援事業タクシー券等交付申請書(別記第 1 号様式)により区長に申請をするものとする。

（交付申請回数）

第 5 条 対象世帯が前条の申請をできる回数は、多胎児家庭支援事業タクシー券等交付申請書が区に到達した日時時点で多胎児の年齢が 0 歳、1 歳又は 2 歳である場合に、各年齢につき 1 回とする。

(交付決定及び支給)

第 6 条 区長は、第 4 条の申請があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、タクシー券等の交付を決定するものとする。この場合において、タクシー券等の交付をもって、承認したこととみなし、承認通知書の交付は省略する。

2 区長は、第 4 条の申請の内容が不相当と認めるときは、多胎児家庭支援事業タクシー券等交付申請不承認通知書(別記第 2 号様式)により申請者に通知する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

多胎児の 年齢	事業
0歳	新生児訪問
	産後ケア事業
	乳幼児健康診査
	育児相談
	ツインキッズ
	健康福祉センターの地区担当保健師と電話・面接・訪問などによる相談
	その他保健所長が認める事業
1歳	乳幼児歯科健康診査
	育児相談
	ツインキッズ
	健康福祉センターの地区担当保健師と電話・面接・訪問などによる相談
	その他保健所長が認める事業
2歳	育児相談
	ツインキッズ
	健康福祉センターの地区担当保健師と電話・面接・訪問などによる相談
	その他保健所長が認める事業

年 月 日

（宛先）板橋区長

保護者住所 板橋区

氏名 _____

電話 ()

多胎児家庭支援事業 タクシー券等交付申請書

記

板橋区多胎児家庭支援事業（移動経費補助）実施要綱第4条の規定により、タクシー券等の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 多胎児の氏名・生年月日

生年月日		年	月	日	
第1子	フリガナ				□男 □女
	氏名				
第2子	フリガナ				□男 □女
	氏名				
第3子	フリガナ				□男 □女
	氏名				
第4子	フリガナ				□男 □女
	氏名				

同意書

交付資格を確認するため、本申請書に記載の者の住所、氏名、性別及び生年月日を公簿等により確認し、住所地を管轄する健康福祉センターにそれらと母子保健事業の利用状況確認表の内容等を情報提供すること並びに必要な情報を発送元事業者（委託事業者や郵便局）等に提供することについて同意します。

氏名 _____

別記第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

板 橋 区 長

多胎児家庭支援事業 タクシー券等交付申請不承認通知書

年 月 日付で、申請のあった多胎児家庭支援事業 タクシー券等交付申請について、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

（理由）

- ・ 申請年齢を超えているため
- ・ 既に（0歳分、1歳分、2歳分）を申請済みのため
- ・ その他（)